

おひとり様問題に多く携わってきた弁護士による いままでの経験に基づいた実務解説！



孤独死が起きた時に、孤独死に備える時に

Q & A 孤独死をめぐる 法律と実務

遺族、事務手続・対応、相続、孤独死の防止

弁護士 武内優宏 著

2008年にフューネラルビジネスフェア(葬祭サービス産業の総合展示会)に死後事務委任契約を利用した葬儀生前予約契約の紹介のために出展し、2011年には終活カウンセラー協会立ち上げに関わるなど、いわゆる「終活」分野に早くから携わる。葬儀社、納骨堂、散骨事業者、葬儀保険など終活に関わる事業者の法律顧問を務めるなどし、日本経済新聞、エコノミスト誌などのメディアでは「終活弁護士」として取り上げられている。主な著書に『もしもの時に安心! エンディングノート』(監修・プレジデント社、2015年)などがある。

2022年2月刊 A5判 284頁 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4767-6 商品番号: 40835 略号: 孤独死

- 孤独死の発生（発見）に際して対応を求められる全ての関係者に向け、Q&A形式で必要となる知識や手続、また孤独死に備える知識を網羅的に解説。実際の相続の現場で出会う悩ましい出来事などもコラムで紹介。

＼ 具体的なQ & A (55問) で、もしもの相談に備える! ／

生前付き合いのない親戚が
亡くなったという連絡がきた。

葬儀や役所的な手続は？

相続の関係は？

何から手を付ければいだろう…

疎遠な親戚には迷惑をかけないために、
どんな終活の準備ができるのだろう

一度も会ったことのない親兄弟の死亡連絡…。
何かしないと駄目なのだろうか。

第1章 孤独死の遺族に生じがちな相続、 遺産分割に関する問題

Q 相続に関する基礎知識

相続人の範囲について
法定相続分について

Q 相続人の調査

相続人による戸籍の調査
第三者による戸籍の調査

Q 相続人が行方不明の場合 不在者財産管理人

Q 相続人が生死不明の場合 (失踪宣告)

Q 相続人の一人が認知症の場合 (成年後見)

Q 遺言の探し方

公正証書遺言の探し方／自筆証書遺言書保管制度について／自筆証書遺言の探し方、
貸金庫の開庫

Q 相続財産の調査

不動産、預貯金の調査／有価証券、保険の
調査／負債の調査

Q 相続放棄

相続放棄の概説／熟慮期間の延長と単純承認／3か月経過後の相続放棄

Q 限定承認

Q 相続人が不存在の場合 (相続財産管理人)

Q 特別縁故者に対する財産分与 Q 相続税等について

第2章 孤独死をめぐる諸問題

Q 死体発見のきっかけ

Q 遺体引取義務の有無

Q 死体検案、死体解剖の拒否

Q 遺体の搬送

Q 遺体の腐敗防止 エンバーミング

Q 死亡届は誰が出すか

Q 葬儀を挙げる義務と葬儀費用の公的扶助

Q 身元不明の故人の葬儀

Q 身元は判明しているが遺体の引取手がいない 場合の葬儀

Q 葬儀費用の負担者、葬儀費用不払への対応 (葬儀費用の先取特権)

Q 遺骨引取義務の有無

Q 引き取った遺骨の扱い—遺骨遺棄罪、送骨・ 散骨

Q 自治体で保管され引き取られない遺骨の扱 い

Q 遺骨を火葬場に置いておくことができるか

Q 海洋散骨について

Q お墓の承継

Q 無縁墓の撤去

Q 遺品整理について

Q 賃貸物件の明渡し

Q 居室内での孤独死の損害賠償

Q 自動車の処分

第3章 孤独死の防止や孤独死に備えた 終活の準備

Q 孤立死の防止

Q 遺言 遺言の作成／遺言の執行

Q エンディングノートを書く際の注意点

Q 葬儀等の生前予約の注意点

Q 納骨堂の事前購入の注意点

Q 身元保証サービスの注意点

Q 認知症に備えて—成年後見、任意後見

Q 死後事務委任契約について

Q 家族信託について

Q 墓じまいについて

Q 保険の活用

親族の受取人がいる場合

親族がいない場合

Q 地方自治体への相談

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp